

お知らせ版

斑鳩町役場
TEL 0745 (74) 1001
fax 0745 (74) 1011
ホームページ:
<https://www.town.ikaruga.nara.jp/>
メールアドレス:
info@town.ikaruga.nara.jp

掲載しているイベントなどの情報は、7月3日時点での情報です。状況により変更となる場合があります。

 =健康マイレージポイント対象事業です



斑鳩

いかるが

指定緊急避難場所と 指定避難所の追加

安全安心課(☎内線273)
災害時、状況に応じて開設する町内の指定緊急避難場所、指定避難所に、7月1日(月)に開館した「斑鳩町龍田西地区地域交流館」を追加します。

避難所施設についての詳細は、広報6月号または町ホームページをご確認ください。

新たに指定する施設

龍田西地区地域交流館
(龍田西7丁目4番17号)



公平委員会委員に (敬称略)

おおがた ゆたか
大方 豊(再任)

任期満了に伴い、議会の同意を得て6月29日付けで公平委員会委員に選任されました。

トピックス

催し

募集

お知らせ

つどいの広場

夏休みは利用対象者を拡大します

子育て支援課(☎0745-75-1152)

夏休み期間中(7月22日(月)～8月30日(金))の火～金曜日は、つどいの広場の利用対象者を通常0～3歳のところ、小学校就学前のお子さんまで拡大します。

つどいの広場って?

お子さんが安心して遊べるスペースです。子育て中の親子が気軽に集い、なかまづくりを通して、相談や情報交換ができる場所です。

開設日時

月～金曜日と第4土曜日
午前9時～11時30分
午後1時～3時30分

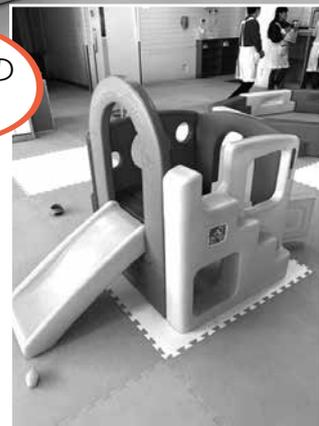
場所 生き生きプラザ斑鳩
1階 子育てルーム

利用料 無料(事前申込不要)

床はマットになっています



利用者に好評のおもちゃ



催し

子育て支援講座

「パパと一緒に遊びましょう！」

子育て支援課

(☎0745⑦1152)

日頃、何かと仕事や家事に追われて子どもと一緒に遊ぶ機会が少ないお父さん。お子さんと「あそびごと」の楽しさや喜びを実感してみませんか。

日時 8月24日(土)

午前10時～11時

(受付午前9時45分～)

場所 生き生きプラザ斑鳩

2階 大会議室

対象 おおむね3～5歳のお子さん

とお父さん(お母さんの同伴も可)

持物 飲み物、タオル、健康マイレージポイントカードなど

※動きやすい服装でお越しください。

定員 先着15組

申込 7月17日(水)～31日(水)に子育て支援課へ電話でお申し込みください。

ください。



家族介護教室

地域包括支援センター

(☎0745⑥4000、

0745⑦5666)

介護が必要になった場合、在宅での介護を望む人が多くなっています。介護保険のことや介護のポイント・工夫などについて学ぶことで、介護をする人も、介護をしてもらう人も負担を軽減することができます。実際に在宅で介護をしている人だけでなく、介護に関心がある人もぜひご参加ください。

日時 ①8月5日(月)

②8月19日(月)

両日ともに午後2時～3時30分

場所 生き生きプラザ斑鳩

2階 会議室

内容

①「排便コントロールプログラム」

食事の工夫やマッサージ、体操など、排便を整えるために日常生活でできることについて、排便のケアのプロフェッショナルがお伝えします。

②「ボディメカニクスに基づく介護術」

身体の使い方や力の入れ方について、実際に身体を動かしながら作業療法士からお伝えします。うまく身体を使うことで、介護の負担

トピックス

催し

募集

お知らせ

が大幅に軽減されるだけでなく、普段の生活での動作にも役立ちます。
対象 家族を介護している人や介護に関心のある人(介護職の従事者は除く)
持物 筆記用具
費用 無料
定員 各15人(先着順)
申込 ①8月2日(金)、②8月16日(金)までに地域包括支援センターへお申し込みください。

令和7年「二十歳のつどい」の開催

生涯学習課(☎内線2223)
 20歳の大切な節目に、未来を担う若者たちが自立し、責任ある大人として社会に歩みだすことを祝い、励ますために、二十歳のつどいを開催します。

「二十歳のつどい」開催日時

令和7年1月13日(祝・月)
 午前10時30分～
 (午前10時受付開始)

場所 いかるがホール 大ホール

対象 平成16年4月2日～平成17年

4月1日に生まれた人

※対象者には、後日案内します。

「二十歳の主張」発表者募集

生涯学習課(☎内線2223)
 令和7年「二十歳のつどい」で、「二十歳の主張」を発表いただける人を募集します。あなたの「夢や目標」などを、一生に一度のこの機会に発表してみませんか。

テーマ 「二十歳の主張」

自分の体験、思いや考えを4000字詰原稿用紙(4枚程度)にまとめてください。(発表時間5分程度)

募集人数 若干名(選考により発表者を決定します)

応募方法 住所、氏名、生年月日、職業(学校名・学年・勤務先)、電話番号とメールアドレスを明記のうえ、原稿を9月6日(金)までに、生涯学習課へ持参(土曜・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時)、郵送またはEメールで提出してください。

※応募原稿は返却しません。
宛先 〒636-0198
 斑鳩町役場 生涯学習課
 「二十歳のつどい」係
 Eメール
 (syougai@town.ikaruga.nara.jp)





チャレンジ介護予防!



65歳以上になると、気づかないうちに「体力・筋力の低下」が進んでいきます。いつまでも健康で自立した生活を送るためには、元気なときから介護予防に取り組むことが大切です。体力づくりや食生活の改善など、日々の生活でできることから始めましょう。

対象 町在住の65歳以上の人
問合せ・申込 地域包括支援センター
 (☎0745-75-4000、0745-74-5666)

参加するみなさんへ (お願い)

- ・事前申込制としますので、前日までに電話でお申し込みください。
(申込のない人は当日参加できません)
- ・体調の変化(発熱、体のだるさ、咳、のどの痛み、頭痛、息苦しさなど)がある場合は、参加を中止しましょう。

	日程	時間	場所	内容	持物	定員	申込
運動教室	Aコース 8月7日(水) 8月21日(水)	午後1時30分～3時 (事前に血圧測定を済ませてください)	生き生きプラザ 斑鳩1階 機能回復訓練 コーナー	ストレッチなどの運動	タオル、飲み物 ※動きやすい服装でお越しください。	なし	前日までに電話でお申し込みください。 ※運動教室は、Aコース、Bコースのどちらかを選択してください。年間を通しての申込となります。
	Bコース 8月28日(水)						
栄養改善教室	8月27日(火)	午前10時～11時30分	生き生きプラザ 斑鳩2階 会議室	「認知症予防を食事から考えよう・抗酸化作用のある食品について」のお話	筆記用具	15人 (先着順)	
生き生きセミナー	8月20日(火)	午後1時30分～3時	東公民館 集会室1・2	フレイル予防の体操	タオル、飲み物 ※動きやすい服装でお越しください。	各20人 (先着順)	
	8月26日(月)	午前10時～11時30分	西公民館 集会室1・2				
	8月28日(水)	午前10時～11時30分	法隆寺五丁地区 地域交流館				

いかるが かふえ 【わ】

IKARUGA カフェ【和】

地域包括支援センター (☎0745-75-4000、0745-74-5666)

IKARUGAカフェ【和】とは、認知症について理解を深める場です。認知症の人やご家族はもちろん、認知症に関心のある人ならどなたでもご参加いただけます。

「もしかすると家族が認知症かも」や「最近、ご近所さんのようすが変だな」といったご相談や、認知症の家族への介護の悩みなども、お聞かせください。

おしゃべりすることで交流や情報交換もできます。ぜひお越しください。

対象 認知症に関心のある人 **費用** 飲食代は実費負担
 ※都合により中止となる場合があります。



場 所	開催日時	日 程	問合せ・申込
生き生きプラザ斑鳩内 喫茶レインボーウォーク (小吉田1-12-35)	毎月第1水曜日 午前10時30分～12時	8月7日(水)	地域包括支援センター (☎0745-75-4000、 74-5666)
グループホーム カノンの扉 (阿波3-11-6)	毎月第2水曜日 午後1時30分～3時30分	8月14日(水)	カノンの扉 (☎0745-74-6333)
法隆寺 c a f e (興留7-7-8)	毎月第3木曜日 午前9時45分～11時15分	8月15日(木)	地域包括支援センター (☎0745-75-4000、 74-5666)
創業支援センター ふらっぴん♪ (神南5-14-16)	毎月第4火曜日 午前10時～11時30分	8月27日(火)	地域包括支援センター (☎0745-75-4000、 74-5666)

トピックス

催し

募集

お知らせ

募集

川柳で楽しくエコをよんでみよう！エコ川柳を募集

エコるが事務局

環境対策課(☎内線133)

斑鳩町地球温暖化対策地域協議会

(愛称エコるが)では「エコ川柳」を募集します。

普段の生活の中で、これって地球にやさしいと感じること、自分が心がけていることなど、環境について、五・七・五のリズムにのせて楽しく川柳をよんでみましょう。

募集テーマ ごみ問題、地球温暖化

問題など、身近な環境について

応募点数 一人何作品でも可

応募資格 町在住、在勤の人

応募方法

①所定の応募用紙に必要事項を記入し、応募箱(役場環境対策課 中央・東・西公民館、生き生きプラザ斑鳩総合窓口、いかるがホール)に入れてください。

②はがき(T636・0198 斑鳩町役場)、fax(0745②1011)、

Eメール(kankyoutown.ikaru@narai.jp)でも応募できます。

この場合は、応募者の氏名、住所電話番号を記入してください。

応募締切 9月4日(水)必着

トピックス

催し

募集

お知らせ

審査・賞 エコるがで、応募作品の中から優秀作品を5点程度選

び、最優秀作品は、環境イベント(11月16日開催予定のエコフェスタ2024 斑鳩)の参加者の投票

で選びます。優秀作品には、賞状と記念品を贈呈します。

その他

・作品は自作未発表のものに限ります。

・応募作品は返却しません。

・優秀作品の著作権は、エコるがに帰属します。

SDGs・地球温暖化対策啓発ポスター・エコお絵かきの募集

エコるが事務局

環境対策課(☎内線133)

地球温暖化対策は人類共通の課題であり、すべての人の積極的な取り組みが必要です。

今話題の、SDGs(国連で採択された持続可能な開発目標)では、17の国際目標のうち、目標13で、「気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る」とされています。

次世代を担う子どもたちや、住民のみなさんに、広くSDGs・地球温暖化対策について理解と認識を深めてもらい、今後の取り組みの

推進をはかるため、「SDGs・地球温暖化対策啓発ポスター」、「エコお絵かき」を募集します。ぜひ、ご応募ください。

対象

①幼児の部(エコお絵かき)

町在住の未就学児

②子どもの部 町在住の小中学生

③一般の部 町在住者

応募期限 9月4日(水)(必着)ま

でに環境対策課(エコるが事務局)へ提出してください。

主催 斑鳩町地球温暖化対策地域協議会(愛称：エコるが)

募集形式

①**幼児の部(エコお絵かき)**

A4サイズ以上のコピー用紙

または画用紙。

②**子どもの部**・③**一般の部**

画用紙のサイズは、B3判または四つ切。

・タテ、ヨコの向きは自由。絵と一緒に、標語やキャッチコピーも必ず描いてください。

・画材は、クレヨン、クレパス、絵の具、水彩など自由です。

・優秀作品には、エコグッズなどの景品を贈呈します。

・応募作品は、公共施設やイベント、広報、町ホームページなどで啓発

活動に使用させていただきます。その他、詳しくは町ホームページまたは役場環境対策課で配布する募集要項をご覧ください。



令和6年度点訳ボランティア募集

視覚に障害のある人のために、書籍などを点訳するボランティアを募集しています。応募者の中から、選考により講習会の受講者を決定します。

ぜひご応募ください。

応募締切 7月25日(木)必着

選考会 8月7日(水)または8日(木)のいずれか

(木)のいずれか

講習会 9月5日(木)〜令和7年

2月13日(木)(12月26日と1月

2日を除く木曜日全22回)

定員 10人程度

※申込方法など、詳しくは、左記へお問い合わせください。

〒634-0006

奈良県視覚障害者福祉センター

橿原市大久保町320・11

☎ 0744②0123

fax 0744②0127



耐震関連支援事業の追加募集

問合せ 都市創生課 (☎内線 293)

5月の募集の結果、募集件数に達していない支援事業などを引き続き受付中です。(先着順) 受付可能件数などの詳細については、都市創生課へお問い合わせください。

種類	対象住宅・ブロック塀等	対象者	対象工事	支援内容	追加募集件数	募集期間	注意事項
耐震改修	●昭和56年5月31日以前着工 ●木造住宅(原則、在来軸組構法) ●2階以下 ●専用住宅、長屋住宅、共同住宅兼用住宅の場合は住宅以外に使用する面積が延床面積の1/2未満	●住宅の所有者など(所有者の同意を得たものを含む)	●上部構造評点1.0未満と診断された住宅について、全体の上部構造評点を1.0以上、または0.7未満と診断された住宅について、1階の上部構造評点を0.7以上とする工事	●対象工事の1/3の額(上限50万円)	1件	10月31日(木)まで	<ul style="list-style-type: none"> ・12月31日までに工事が完了できるものに限り、当初の募集件数に達し次第、受付終了となります。 ・受付は先着順となります。
耐震診断	●昭和56年5月31日以前着工 ●木造住宅(原則、在来軸組構法) ●延べ面積250㎡以下、2階以下 ●専用住宅、長屋住宅、共同住宅兼用住宅の場合は住宅以外に使用する面積が延床面積の1/2未満	●住宅の所有者		●診断員の派遣(一般診断法)	予算の範囲の限り		
耐震シェルター	●昭和56年5月31日以前着工 ●木造住宅 ●2階以下 ●専用住宅、長屋住宅、共同住宅兼用住宅の場合は住宅以外に使用する面積が延床面積の1/2未満	●住宅の所有者など(所有者の同意を得たものを含む)	●上部構造評点0.7未満と診断された住宅に、町長が認めた耐震シェルターを設置する工事	●対象工事の1/3の額(上限10万円)			
ブロック塀等撤去	●道路等に面するブロック塀等 ●高さが60cmを超えるもの ●ブロック塀等の高さが道路等の境界までの水平距離以上の高さのもの	●土地の所有者または土地に存する建築物所有者	●道路等の接地面からその頂部までの高さを60cm以下にする工事	●対象工事の1/2の額(上限10万円) ※工事費上限:見附面積1㎡あたり1万円	8件		

斑鳩町まちなか観光景観形成事業の追加募集

問合せ 都市創生課 (☎内線 292)

法隆寺をはじめとする世界文化遺産がある本町の魅力ある歴史的な町並みの維持をしながら、観光まちづくりを推進するために、法隆寺周辺地区の修景施設の新築、増築、改築、改修、移設などを行う人に対する補助金の申請を追加で募集します。(先着順) 詳しくは、都市創生課へお問い合わせください。

対象施設	斑鳩町歴史的風致維持向上計画にもとづく重点区域内の西里、東里、三町、五丁町における建築物または外構施設で、令和6年12月末日までに工事が完了する施設 ※ただし、新築については、別途条件あり
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・対象施設について、歴史的な町並みの景観形成を目的として修景整備を行おうとする人 ・町税に滞納がない人 ・修景事業に関して国、県、町の他の制度による補助金を受けていない人
補助金額	補助対象事業費の2/3以内(予算の範囲の限り)
対象経費	施設の修景に関する経費(土地、内部改修等に関する経費は除く)
受付期限	令和6年8月23日(金) 午後5時15分まで 受付時間 午前8時30分～午後5時15分 ※土曜・日曜日、祝日を除く ※期間内の申請受付は先着順とします。
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・申し込みを希望する際は、事前に来庁、または電話で都市創生課へ必ずご相談ください。 ・すでに契約、工事着手、工事完了されている場合は、補助の対象となりません。

お知らせ

発達障害にかかると巡回相談

福祉課 ☎内線125

発達障害について心配や不安のある人やその家族からの相談を受け付けます。(大人の発達障害も対象)

「奈良県発達障害者支援センター」で「あー」の専門職の職員も交えて、お話を聞きます。

秘密は厳守しますので、気軽にご相談ください。(要事前予約)

巡回相談日 8月20日(火)

午前9時～午後4時

場所 役場内会議室

申込 福祉課窓口または電話でお申し込みください。簡単な聞き取りと、巡回相談の時間の予約を受け付けます。

なお、相談枠が定員となった時点で受付を終了しますので、ご了承ください。

水道メーターの取り替え

上下水道課(上水道)

☎0745④1401

水道メーターは、計量法により有効期間が8年と定められています。

上下水道課では、有効期間が満了を迎える水道メーターを無償で交換しています。来月は次のとおり作業

トピックス

催し

募集

お知らせ

を行いますので、みなさんのご協力をお願いします。

取替期間 8月12日(振休・月)～25日(日)

取替地区 法隆寺北1・2丁目、法隆寺東1・2丁目、法隆寺2丁目、大字法隆寺、幸前1・2丁目、興留1・2・4・5丁目、高安1丁目、大字三井、大字岡本

※対象となるご家庭には事前に「メーター取り替えのお知らせ」を送付します。

委託業者 関西水道用品(株)

国民健康保険高齢受給者証・限度額適用認定証の更新

国保医療課

☎内線114・115

国民健康保険の被保険者に交付している「高齢受給者証」と高額療養費の「限度額適用認定証」の有効期限は、それぞれ7月31日までです。更新手続と交付については次のとおりです。

高齢受給者証の更新

70歳以上75歳未満の人に交付している「高齢受給者証」の有効期間は、毎年8月1日から翌年の7月31日までです。

令和6年8月1日以降の新しい高齢受給者証は、7月中に対象者に郵送しますので、更新手続きは必要ありません。

8月以降は、届いた新しい高齢受給者証を病院などへ提示してください。

※高齢受給者証の自己負担割合は、前年の所得状況により異なります。

限度額適用認定証などの更新

入院などにより医療費が高額になる場合に、病院などでの医療費の支払いを自己負担限度額までにする「限度額適用認定証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期間は、8月1日から翌年の7月31日までです。

令和6年8月1日以降の認定証が必要な人は、国保医療課窓口で申請してください。(認定証を必要としない人は申請する必要はありません)

申請期間 8月1日以降随時

持物 保険証、本人確認書類、個人番号(マイナンバー)が確認できるもの

※自己負担限度額は、世帯の前年の所得状況により異なります。また、70歳以上75歳未満の人は、所得状況により高齢受給者証で所得区分を確認できるため、認定証の提示が必要でない場合があります。

国民年金保険料の免除・納付猶予制度について

国保医療課 ☎内線115

国民年金保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故などで障害を負ったり、亡くなられた際、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由により保険料の納付が困難な場合、申請により保険料の納付が免除(全部または一部)または納付猶予される制度があります。(申請者本人、配偶者、世帯主の前年所得で審査されます)

令和6年度(令和6年7月分から令和7年6月分まで)の免除・納付猶予申請は、7月1日(月)から受け付けています。(申請書受理月から2年1か月前までの過去の未納期間も申請が可能)

免除などを希望される場合は、役場国保医療課へ申請してください。(継続審査に該当している人は除きます)

問合せ 国保医療課 ☎内線115

奈良年金事務所

☎0742⑤1371

日本年金機構ホームページ) <https://www.nenkin.go.jp>





令和6年度国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納税通知書を発送しました

国保医療課

(☎内線112・114)

令和6年度の国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の金額を決定し、納税通知書を7月中旬に一斉発送しました。

□座振替または特別徴収(年金からの天引き)により納付している人は、各納期に引き落としまたは天引きします。

納付書により納付している人は、同封の納付書で各納期までに納付してください。

保険税(料)の年金天引き

国民健康保険税(被保険者全員が65歳以上75歳未満の場合)と後期高齢者医療保険料は、納付する人が年額18万円以上の年金を受給している場合、原則として「特別徴収(年金からの天引き)」となります。

ただし、□座振替による納付を希望する人は、指定の□座からの「□座振替」に変更が可能です。

納付方法を「特別徴収」から「□座振替」に変更を希望する人は、申し出が必要です。国保医療課へお問い合わせください。

国民健康保険・社会保険に加入中で令和6年度に75歳になる人へ

国保医療課 (☎内線 112・114)

75歳の誕生日当日からは、すべての人が後期高齢者医療保険に加入することになります。加入される前に後期高齢者医療保険証をお送りします※ので、大切に保管してください。後期高齢者医療保険に加入するご本人は手続き不要ですが、扶養されていた人は別途国民健康保険などに加入する手続きが必要になりますので、国保医療課におたずねください。

後期高齢者医療保険料の決定通知書(納付書)を誕生日の翌月にお送りしますので、納め忘れなどのないようにお気を付けください。

なお、斑鳩町国民健康保険に加入されている人の場合、今月に送付している納税通知書には、令和6年度の国民健康保険税は誕生日の前月までの計算をした額を記載しています。

※マイナ保険証への移行にともない、令和6年12月2日以降、被保険者証は発行しません。

被保険者証廃止後に導入予定の資格確認書などについては、決定次第お知らせします。

自転車などの放置禁止

安全安心課(☎内線273)

夏休みが近づき、旅行やお出かけのためJR法隆寺駅へ自転車や単車などを利用して行く人も多くなります。その際に、「あの電車に乗らないと間にあわない」「ちよっとの間だけだから」と、自転車などをJR法隆寺駅周辺の道路や公共の場所に放置すると、歩行者はもちろん、車いすや緊急車両の通行の妨げとなり、町の美観も損なわれます。

斑鳩町では、「自転車等の放置禁止区域」(左図)を定め、平成9年4月から放置禁止区域内にとめられた自転車などを発見した場合、即時に撤去し役場へ移送を行っています。また、移送した自転車などを所有者が引き取る場合には、移送費用と保管費用が必要となります。

一人ひとりがマナーを守り、斑鳩町を住みよい町にするために、自転車などをとめるときは、必ず駐輪場を利用しましょう。

自転車等放置禁止区域図

JR法隆寺駅周辺



※放置禁止区域外であっても、自転車等を放置しておくとは移送の対象となります。

トピックス

催し

募集

お知らせ

妊娠判定検査費用の公費負担のお知らせ

保健センター

(☎0745⑩0001)

経済的負担を軽減し、妊婦健康診査の未受診を解消するため、妊娠判定検査費用を助成します。

対象 町在住で、市町村民税非課税世帯または生活保護世帯の妊娠している可能性のある人

妊娠判定回数 年間2回まで

※事前に申請が必要です。

※詳しくは、保健センターへ。

マイナンバーカードの交付・申請の夜間受付

住民課(☎内線161)

次のとおり夜間受付を行います。

夜間受付

日時 8月23日(金)

午後5時15分～7時

場所 役場 1階 住民課窓口

※入り口は東側玄関のみとなります。

※マイナンバーカードの交付・申請

には、本人確認書類をご持参のう

え、必ずご本人がお越しください。

※申請方法、持ち物などは、住民課

へお問い合わせください。(交付・

申請方法によって持ち物が異なります)

ます)

資源物共通指定袋の仕様変更

環境対策課(☎内線132)

資源物共通指定袋(ビン類・缶類、ペットボトル、その他プラスチック類)について、他の町指定のごみ袋と区別がしやすいように、**文字の色を「赤色」から「青色」に変更**して、環境対策課窓口で配布しています。

注意点

- ① 旧資源物共通指定袋(赤色)も、これまでどおり使用できます。
- ② 旧資源物共通指定袋(赤色)からご使用ください。

●スポーツ

大会のお知らせ

中央体育館(☎0745-75-3100)

大会名	バスケットボール大会
日時	8月25日(日) 午前9時～
場所	中央体育館 ほか
申込期間	7月28日(日)～8月11日(祝・日)

※申込、詳細については、中央体育館へお問い合わせください。

消費生活相談室からのお知らせ

「おトクにお試しだけ」のつもりが「定期購入」に!!

注文直後に表示された「特別割引クーポン」を利用したら、コース内容が変わっていた!!

【事例】スマートフォンで「定期縛りなし」初回約2,000円という美容液の定期コースの広告を見て注文した。初回の商品が届き、販売業者に電話で定期コースを解約したいと伝えたところ、「4回の購入が条件の定期購入コースになっている」との説明を受けた。広告には「定期の縛りなし」の記載があったと言ったが、特別割引クーポンを利用されたことでコースが変更になり、4回約4万円の商品を購入するコースになっていると説明された。割引クーポンを利用した記憶はあるが、コースが変わったとは思わなかった。(40代女性)

《消費者のみなさんへのアドバイス》

通信販売での「定期購入」に関する相談が全国の消費生活相談窓口に引き続き多く寄せられています。格安で1回だけ試すつもりが、事例のように途中で特別割引クーポンが表示され、それを使ったところ、縛り

のある定期購入契約に切りかわり、想定外の高額な契約となり、解約したいとの相談が絶えません。

・最終確認画面には定期購入に変更になった旨の内容がどこかに表示されていたりします。そのため、きちんと契約内容、解約・返品条件の確認をしましょう。

・最終確認画面のスクリーンショットを保存することもおすすめます。

・定期購入の記載があると中途解約が困難であったり、中途解約ができて差額の請求を受けることなどがあります。

・詳細は国民生活センターのチェックリスト(二次元コード)をご確認ください。



困った時は相談を

消費生活相談日

毎週木曜日 午後1時～4時

※第4木曜日は午前9時～正午

午後1時～4時

※月により変更の場合があります。

詳しい日程は、7月号広報の相談

日のページをご覧ください。

問合せ 安全安心課

(☎内線273)

トピックス

催し

募集

お知らせ



今年度8月から 5歳児健康診査 がはじまります

保健センター (☎0745-70-0001)

健診により、子どもの集団でのなじみにくさなどの特性に早くから気づき、子どもの姿の理解を深めることで適切な支援につなげます。

まわりの大人が、長所や得意なことに着目しながら対応することで、子どもが自信をもって就学することをめざします。



だれが対象？

年中児(平成31年4月2日生～令和2年4月1日生)のお子さんです ※対象の人には個人通知します

どこですの？

保健センターで行います(集団健診)

なにをするの？

集団活動の姿と個別でのお子さんのようすをお聞きします

その後は？

お子さんが自分の個性を活かして力を発揮できるサポートを行います

令和5年度 選挙人名簿抄本の閲覧状況

公職選挙法第28条の4第7項および同法施行規則第3条の4の規定により、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの選挙人名簿抄本の閲覧状況を公表します。

斑鳩町選挙管理委員会(総務課内) (☎内線271)

申出者の氏名等	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る選挙人の範囲(投票区)
大川 博	政治活動・選挙運動	令和5年4月17日	1～4・9
大阪府大阪市中央区備後町2-4-9 日本精化ビル6階 株式会社エム・アールビジネス 代表取締役 櫛谷 忠則	政治・選挙に関する 統計調査、世論調査、 学術研究	令和5年 ①5月18日 ②8月31日 ③10月25日	①1・3・5・7・9・11・13 ②1・2・4・6・8・10・12 ③1・3・5・7・9・11・13
東京都荒川区西日暮里2-40-10 株式会社サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗 埼玉県さいたま市桜区下大久保255 株式会社社会調査研究センター 代表取締役社長 松本 正生	政治・選挙に関する 統計調査、世論調査、 学術研究	令和5年8月17日	9

※利用の目的の詳細は、町ホームページに掲載しています。

水質検査の結果をお知らせします。

令和6年5月14日実施

問合せ 上下水道課 (☎0745-74-1401)

検査項目	水質試験成績書				
	採水場所 水質基準	三井配水池系管末給水栓		第一配水池系管末給水栓	北部配水池系管末給水栓
		高安1丁目	白石畑	小吉田2丁目	神南5丁目
一般細菌 (CFU/mℓ)	100CFU/mℓ以下であること	0	0	0	0
大腸菌群	検出されないこと	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない
塩素イオン (mg/ℓ)	200mg/ℓ以下であること	8.3	7.3	9.6	9.6
有機物 (mg/ℓ)	3mg/ℓ以下であること	0.6	0.3	0.9	0.9
pH値	5.8以上8.6以下であること	7.2	7.6	7.2	7.1
味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
色度 (度)	5度以下であること	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満
濁度 (度)	2度以下であること	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
判定	上記水質項目については水質基準に適合する				

上記試験については毎月実施しています。(令和6年5月実施・奈良広域水質検査センター組合調べ)

トピックス

催し

募集

お知らせ

不燃ごみの出し方

環境対策課 (☎内線132)
最近、ルールが守られていない不燃ごみの出し方について、主な例を紹介いたしますので、ごみを出す時はルールにしたがって出してください。

- ① **ごみ袋からはみ出している**
不燃ごみは、指定袋からはみ出さないようにしてください。
- ② **ゴルフバックなど、袋に入らない長いものを、2つの袋で上下に挟むように出す**
1つの指定袋で入らない場合は、粗大ごみで出してください。
- ③ **粗大ごみなどに、不燃ごみ指定袋を貼り付けて出している**
指定袋に入らない場合は、粗大ごみで出してください。
- ④ **粗大ごみ処理予約事務所**
(☎fax 0745⑦3663)
- ⑤ **衛生処理場**
(幸前2丁目8番9号)
(☎0745②2371)
- ⑥ **有火・危険なごみが混ざっている**
電池・ライター・カセットコンロ用ガス缶などは有害・危険なごみになります。いずれも収集中に発火し、火災事故につながるため、とても危険なものです。
- ⑦ **猫の砂にフンが混ざっている**
猫のフンは可燃ごみです。猫の砂のみ、不燃ごみとして出してください。
- ⑧ **ビン・缶などが混ざっている**
ビン類・缶類は、資源物共通指定袋に入れて出してください。
- ⑨ **テレビが混ざっている**
テレビは、特定家庭用機器です。家電量販店に引き取ってもらうか、家電リサイクル法に基づいて、廃棄してください。(詳しくは、環境対策課まで)
- ⑩ **オイルヒーターなどが混ざっている**
町で処理できないごみについては、購入店に相談いただくか、廃棄物処理業者へお問い合わせください。

④ 枝葉・草類の町指定袋に、まな板などの加工木材が入られている



有害・危険なごみ収集日



環境対策課 (☎内線132)



町では、第5水曜日に「有害・危険なごみ」収集を行っています。
 次回の回収日は、**7月31日(水)**です。午前8時までに、中身がわかる透明・半透明の袋に入れ、ひもをかけるか口をしぼって、決められた集積場所に出してください。

回収品目 ①スプレー缶、カートリッジガス缶 ②蛍光管 ③乾電池類 ④ライター
 ⑤水銀式体温計、温度計
※リチウムイオン電池(充電式バッテリー)は町では処理できません。販売店などへご相談ください。

◎ 有害・危険なごみのゆくえ

収集した「有害・危険なごみ」は、最終処分場・ごみ積替え施設に集められ、職員が一つひとつ丁寧に種別ごとに分別し、リサイクル業者に引き渡して、再資源化を行っています。



多くの「有害・危険なごみ」が最終処分場・ごみ積替え施設に集められてきます。



町職員が種別ごとに手選別し、リサイクル業者に引き渡しします。

◎ 町職員からのお願い

- ★スプレー缶、カートリッジガス缶は、必ずガス抜きを行ったうえで、排出してください。
- ★蛍光管のみを排出してください。※照明器具は「不燃ごみ」です。
- ★LED電球などは、「不燃ごみ」です。
- ★ライターについては、オイルライターやオイル缶は、「有害危険ごみ」に含みません。
- ★包丁やガラスなどは、「危険なごみ」ではなく、「不燃ごみ」です。



ガス抜き跡を確認しながら、分別作業を行っています。



未使用のものや液体・気体が残っているものも含まれています。
 爆発・引火の可能性がありますので、必ずガス抜きをしてから排出してください。

てんいち先生

※「てんいち」とは、てん(英語の10)と、いち(1)を合わせて11(毎月11日は人権を確かめあう日)という意味です。



トピックス

催し

募集

お知らせ



町税の納付は口座振替がおすすめです

ポイント①

町税の納付のために、役場や金融機関等に行く必要がありません。

ポイント②

納期限に預貯金口座から振替されますので、納め忘れがなくなります。

ポイント③

一度お申し込みされると自動継続のため毎年の手続きは不要です。

【申込方法】

町民税（普通徴収）・固定資産税・軽自動車税（種別割）・国民健康保険税（普通徴収）について、役場（税務課・国保医療課）または取扱金融機関に設置している「斑鳩町町税等口座振替依頼書」に記入・銀行印を押印のうえ、窓口へお申し込みください。（ゆうちょ銀行は役場のみの受付となります）

また、役場窓口では、銀行印がない場合でもキャッシュカードと暗証番号のみで登録することができます。（※三菱UFJ銀行・近畿労働金庫・奈良県農業協同組合は対応していません）

ご注意ください!

（!）納期限の約50日前（納期月の前月の10日）までにお申し込みが必要です。

【取扱金融機関】

南都銀行	三菱UFJ銀行 （※）	三井住友銀行	りそな銀行
関西みらい銀行	奈良信用金庫	大和信用金庫	奈良中央信用金庫
近畿労働金庫 （※）	奈良県農業協同組合 （※）	ゆうちょ銀行	

【問合せ】

税務課（☎内線 156）
国保医療課（☎内線 114）

行 事 予 定

7月27日(土)	第42回斑鳩町商工まつり 所 史跡中宮寺跡歴史公園 時 14:00 ~ 20:00 問 斑鳩町商工会事務局 (☎0745-74-2500)	7月31日(水)	献血バスが来ます 所 役場東側駐車場 時 10:00 ~ 12:00 13:15 ~ 16:00 問 保健センター (☎ 0745-70-0001)
7月31日(水)	<7月の納期限> 固定資産税（第2期分） 問 税務課（☎内線153） 国民健康保険税 後期高齢者医療保険料（普通徴収・第1期分） 問 国保医療課（☎内線114） 介護保険料（普通徴収・第1期分） 問 福祉課（☎内線126）	8月6日(火)	行政相談 所 役場1階 第3会議室 時 13:00 ~ 16:00 問 住民課（☎内線163）

所 開催場所 時 開催時間 問 問合せ

※掲載している行事は、申し込み不要のものです。行事等は変更される場合がありますのでご了承ください。

この「広報いかるがお知らせ版」は毎月15日を挟む前後3日間で、町内全家庭に直接お届けしています。ご近所で配布されていない家庭がありましたらご連絡ください。
編集・発行：総務課（☎内線274）

トピックス

催し

募集

お知らせ